

日本テントシート工業組合連合会 会員各位

日本テント工連の

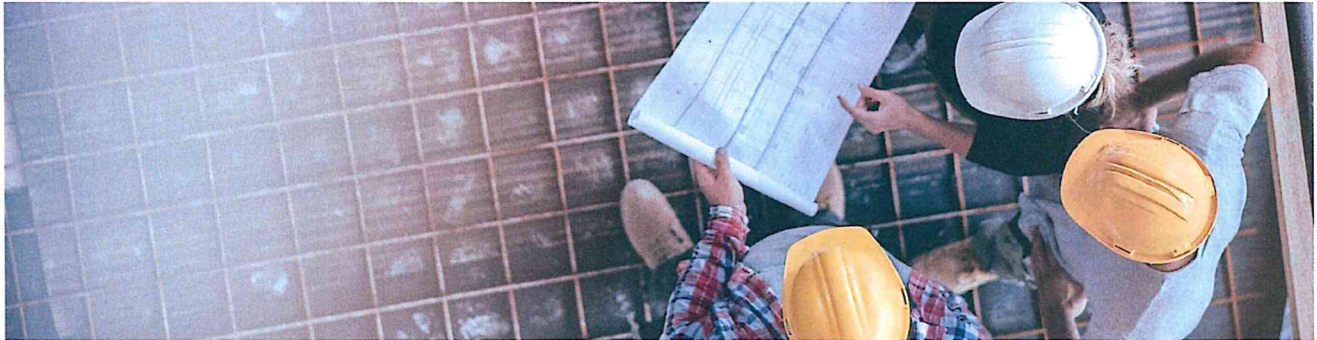
業務災害安心補償制度のご案内

業務災害安心総合保険

CHUBB®

チャブ保険

団体割引 10% を適用!



日本テントシート工業組合連合会では、会員の皆さまの福利厚生充実を目的として、「業務災害安心補償制度」を設立しています。
労災事故発生時の企業防衛のためにも、ご加入をぜひご検討ください。

補償制度の主な特長

ケガだけでなく、業務上の疾病まで
幅広く補償します!

(脳血管疾患・虚血性心疾患などについては労災認定が必要です。)

治療費、差額ベッド代や
治療を受けるための
交通費などをお支払いします。

(治療諸費用補償保険金)



事故による急な出費にも
対応します。

(お見舞費用・ご遺族への香典代・花代・
事故原因の調査費用など)



労災認定を待たずに保険金をお支払いします。

(一部の疾病と自殺行為は労災認定が必要です。)

精神障害による休業損害を
最大730日まで補償します。

(労災認定必要)



不当解雇やハラスメントなどが原因で訴訟に
なった際の賠償金や弁護士費用を補償します。

(雇用慣行に関する賠償責任補償)

当社の使用者賠償責任補償特約は
法人だけでなく役員個人も
対象です。高額の賠償金支払い
義務や弁護士費用等を補償します。



補償対象者の増減、入替は自動補償します。

※この保険の詳細については、パンフレット、重要事項説明書をご参照ください。

ご加入方法

取扱代理店より折り返し、ご加入の手続きのご案内を
致します。

中途加入手続き

毎月15日を申込締切日として中途加入手続きの
受け付けを行い、受付を完了した契約は翌月1日を
保険開始日とします。

2020年12月1日まで補償します。

申込締切日

2019年11月15日

保険期間

2019年12月1日～2020年12月1日

保険契約者

日本テントシート工業組合連合会

加入対象者

日本テントシート工業組合連合会 会員

付帯サービス

<ご契約者向け>

安否確認サービス

BCP (事業継続計画) 策定の際にお役立てください。
災害発生時に貴社に所属する従業員の安否をアプリとEメールを使ってWeb上で容易に確認できるシステムをご提供します。

* 2017年9月1日保険始期以降のGPA Proのご契約者すべてが対象となります。



<ご契約者向け>

ストレスチェックサービス

改正労働安全衛生法の対応には、ストレスチェックサービスをご利用ください。
一定の条件を満たしたご契約者には、ストレスチェックサービスを年1回無料*でご提供します。

ストレスチェックサービスの流れ

1. 事前準備
2. ストレスチェック
3. 面接指導
4. 全体の評価と行政への報告

本サービスの対象範囲 (年1回)

- ストレスチェックの実施
- 分析結果の通知
- 集団分析

*ご利用にあたっては条件がございます。
取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

- 国が推奨する57項目の質問票(職業性ストレス簡易調査票)を網羅
- PC・スマートフォンで簡単に受検が可能
- 英語による受検が可能

<ご契約者とその従業員の方向け>

24時間緊急医療・健康相談サービス

サービス対応時間：24時間 年中無休 [無料]

経験豊富な看護師が電話にて健康・医療に関する様々なご質問にお答えし、適切なアドバイスをいたします。

心の相談サービス

サービス対応時間：平日9～21時 土10～18時 [無料]

日常生活で精神的負担を感じている方に、近くに相談できる人がいない、友人に面と向かって相談しにくい場合など、心にストレスを抱える前にぜひご利用ください。



<ご契約者の人事担当の方向け>

人事部ヘルプダイヤル

サービス対応時間：平日10～20時 土10～18時 [無料]

メンタルヘルス不調者への対応や復職時に注意すべきポイントやアドバイス等について電話でご相談に応じます。また、カウンセリング対応可能な医療機関の情報提供などを行います。



取扱代理店

有限会社 ORIGIN 担当：片岡、酒井
〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町11-8
日本橋118ビル 2F-B
TEL 03-5645-5556 FAX 03-5645-5557

引受保険会社

Chubb 損害保険株式会社 (チャブ保険)
〒141-8679 東京都品川区北品川6-7-29
ガーデンシティ品川御殿山
TEL 03-6364-7000 (代)
www.chubb.com/jp

CHUBB

2019年9月版
L1910583



FAX: 03-5645-5557

2019年版
(TEL: 03-5645-5556)

「日本テント工連 業務災害安心補償制度」見積依頼書

取扱代理店 有限会社ORIGIN 行

	貴社名	
	担当者名/部署名	
ご連絡先	電話番号	
	FAX番号	
	e-Mail	

保険料は業種により異なります。下記プランはすべて天災補償付帯です。

入院・手術補償プラン	補償内容		Aプラン	Bプラン	
	入院補償保険金日額(支払限度日数180日)		10,000円	5,000円	
	手術補償保険金基礎額		10,000円	5,000円	
	死亡・後遺障害保険金		(最高)2,000万円	(最高)1,000万円	
	精神疾患休業補償保険金日額(免責なし/支払限度日数180日)		5,000円	5,000円	
	治療諸費用補償保険金		(一事故限度額)100万円	(一事故限度額)50万円	
	【1名当たりの保険料目安(1か月分)】規模割引10%適用				
	給付区分		Aプラン	Bプラン	
	役員(24時間補償)	—	2,870円	1,470円	
	従業員(就業中のみ補償)	業種①(製造業)	1,210円	630円	
業種②(建設業)		2,200円	1,130円		

休業補償プラン	補償内容		Cプラン	Dプラン	
	休業補償保険金日額(免責なし/支払限度日数180日)		7,000円	5,000円	
	死亡・後遺障害保険金		(最高)2,000万円	(最高)1,000万円	
	精神疾患休業補償保険金日額(免責なし/支払限度日数180日)		5,000円	5,000円	
	治療諸費用補償保険金		(一事故限度額)100万円	(一事故限度額)50万円	
	【1名当たりの保険料目安(1か月分)】規模割引10%適用				
	給付区分		Cプラン	Dプラン	
	役員(24時間補償)	—	3,810円	2,260円	
	従業員(就業中のみ補償)	業種①(製造業)	2,340円	1,480円	
		業種②(建設業)	3,150円	1,880円	

貴社の業種にあてはまる箇所のご希望プランに丸印をつけてください。プランは給付区分ごとにお選びの上、区分ごとの人数をご記入ください。オプション補償をご希望の場合は、希望するものに丸印をしてください。また、建設業の場合は売上高もお知らせください。

ご希望プラン	給付区分		プラン *プランに丸印をつけてください。	人数	オプション補償	
	業種① (製造業)	役員		Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ	()名	<input type="radio"/> 事業主臨時費用
		従業員			()名	<input type="radio"/> 使用者賠償
		その他()		Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ	()名	<input type="radio"/> 雇用慣行賠償
	業種② (建設業)	役員		Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ	()名	売上高
		従業員		Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ	()名	()千円
下請負人			Ⓐ Ⓑ Ⓒ Ⓓ	()名		

* 製造業の保険料は、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書における業種区分「繊維工業又は繊維製品製造業」として算出しています。
 * 建設業の保険料は、労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書における業種区分「建築事業」として算出しています。
 * 上記以外の業種の場合、ご相談ください。
 * このFAXの受取人は、お客様の個人情報をお客様のご要望にお応えする目的以外には利用いたしません。

重要事項説明書

(業務災害安心総合保険(GPA Pro))

1. クーリングオフ **注意喚起情報**

クーリングオフとは、お申込人またはご契約者様が、お申込みから一定期間であれば、ご契約の撤回等が行える制度です。しかしながら、本契約はご契約者様の営業のための契約であるため、クーリングオフの適用対象外となっておりますので、あらかじめご了承ください。

2. 告知義務 **注意喚起情報** (申込書等の記載上の注意事項)

申込書等に★印のある記載事項(「保険料算出基礎」、「他の保険契約等の有無」等)について、事実を記載しなかった場合または事実と異なっている場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。その他の記載事項も含め、ご記入にあたっては十分ご注意ください。

3. 通知義務 **注意喚起情報**

ご契約後、法定外補償規定等を変更(新設)した場合は、遅滞なく取扱代理店または弊社にご通知ください。ご通知がない場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

ご契約後、次の事実が発生する場合は、契約内容の変更などが必要となります。直ちに取扱代理店または弊社にご通知ください。

- ① 契約者の保険証券記載の住所の変更が生じた場合
- ② 契約者・被保険者の氏名の変更が生じた場合

4. 重大事由による解除 **注意喚起情報**

次のいずれかに該当する場合、保険契約者への通知をもって保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ① 保険金の不正取得を目的として故意に損害を生じさせ、または生じさせようとした場合
- ② 保険金の請求に詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③ 保険契約者が、次のいずれかに該当する場合
 - ア 反社会的勢力※に該当すると認められること
 - イ 反社会的勢力※に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
 - ウ 反社会的勢力※を不当に利用していると認められること
 - エ 法人である場合において、反社会的勢力※がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ その他反社会的勢力※と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 保険契約者または被保険者が弊社との信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
※反社会的勢力とは暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5. 保険期間と支払責任の関係 **契約概要** **注意喚起情報**

疾病入院保険金支払特約、疾病入院一時金支払特約および疾病入院治療諸費用保険金支払特約については、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時より前に発病していた病気(医学上密接な関係がある病気を含みます)により、初年度契約の保険期間の開始時またはこの保険契約の被保険者となった時から起算して1年を経過する前に入院を開始した場合もしくは先進医療を受けた場合は保険金をお支払いしません。

6. 補償の重複 **注意喚起情報**

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(労災保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます)が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

<補償が重複する可能性のある特約>

今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
疾病入院治療諸費用保険金支払特約	医療保険の入院治療費用補償特約
葬祭見舞金支払特約	労災保険の葬祭費用補償特約
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルファー保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約

7. 保険料の決定の仕組みと払込方法等

① 保険料決定の仕組み **契約概要**

保険料は、以下の要素によって決定されます。

お客様が実際に契約する保険料については、お見積書、申込書等の保険料欄でご確認ください。

○保険金額・日額 ○事業内容 ○補償対象者の規模(補償対象者数など) ○保険料払込方法 など

② 保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

ご契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。ただし、ご契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

主な払込方法	分割払	一時払
口座振替	○	○



保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または弊社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

③ 分割保険料の払込猶予期間等の取扱い **注意喚起情報**

保険料払込方法が口座振替の場合は、分割保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。

分割保険料払込期日後1か月を経過しても保険料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いしません。また、ご契約を解除する場合があります。

8. 保険会社破綻時の取扱い **注意喚起情報**

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金や解約返れい金下記割合に削減されることがあります。

詳細は、弊社ホームページ(<http://www.chubb.com/jp>)をご覧ください。

	保険金	解約返れい金
補償割合	破綻後3ヶ月以内の事故 : 100%	80%
	破綻後3ヶ月経過後の事故 : 80%	

9. 個人情報の取扱いについて **注意喚起情報**

弊社は、申込書等から得た個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます。)について以下の目的等のために必要な範囲で利用します。

- ① 弊社または弊社のグループ会社を取り扱う損害保険の案内、募集および販売
- ② 上記①に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
- ③ 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
- ④ 適正な保険金・給付金の支払
- ⑤ 新たな商品・サービス開発、問い合わせ・依頼等への対応
- ⑥ その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するための業務

また、以下の場合等に第三者への情報提供を行う場合があります。

- ① 法令に基づく場合
- ② 弊社の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
- ③ 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
- ④ 弊社のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

詳しくは弊社ホームページ(<http://www.chubb.com/jp>)をご覧ください。

10. 保険会社へのお問い合わせ、苦情、事故受付等の連絡窓口 **注意喚起情報**

- 事故が起こった場合には、ご契約の取扱代理店あるいは下記の事故受付窓口にご連絡ください。
傷害事故専用: 0120-091-313 左記以外の事故: 0120-011-313 (受付時間: 年中無休 24 時間)
- 弊社への苦情・要望などは、下記にご連絡ください。
お客様サポートダイヤル: 0120-550-385 (受付時間: 平日午前9時～午後5時)
- お客様と弊社との間で問題を解決できない場合(弊社の契約する指定紛争解決機関)
弊社は、法律に定められた指定紛争解決機関である「一般社団法人保険オンブズマン」と手続実施基本契約を締結しています。弊社との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。
詳細はホームページ (<http://www.hoken-ombs.or.jp/>) をご覧ください。
一般社団法人保険オンブズマン: 03-5425-7963 (受付時間: 平日午前9時～午前12時、午後1時～午後5時)